

新町建設計画

人と自然に育まれ

温もりある交流のまちづくり



平成17年2月
津和野町・日原町合併協議会
津和野町平成27年12月変更
津和野町令和2年3月変更

目 次

第Ⅰ節	序 論	1
第1款	合併の必要性	2
第1項	行政需要の変化	2
第2項	生活圏域の拡大	2
第3項	地方分権の進展	3
第4項	厳しさを増す行財政運営	3
第5項	少子・高齢化の進行	3
第2款	計画策定の方針	4
第1項	計画の趣旨	4
第2項	計画の構成	4
第3項	計画の期間	4
第Ⅱ節	新町の概況	5
第1款	位置・地勢・気候	6
第1項	位置	6
第2項	地勢	7
第3項	気候	8
第2款	人口・世帯	9
第1項	人口	9
第2項	世帯	12
第3款	交流人口	14
第4款	産業構造	15
第Ⅲ節	新町建設の基本方針	16
第1款	新町建設の基本理念	17
第1項	基本的な考え方	17
第2項	新町建設の基本理念・目標	18
第2款	まちづくりの方向	19
第Ⅳ節	重点施策	23
第Ⅴ節	主要事業	29
第1款	自然環境と調和のとれたまちづくり	30
第1項	自然環境の保全と活用	30
第2項	生活環境の整備	32
第3項	まちづくり基盤の整備	35

第2款	活力ある産業振興と交流のまちづくり	37
第1項	産業の振興	37
第2項	交流の推進	40
第3款	思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり	41
第1項	保健・医療の充実	41
第2項	福祉の充実	42
第4款	誇りのもてる教育・文化のまちづくり	45
第1項	教育の振興	45
第2項	人権・同和行政の推進	48
第5款	ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくり	49
第1項	コミュニティの育成	49
第2項	開かれたまちづくりの推進	50
第3項	効率的な行財政の運営	52
第VI節	県事業の推進	53
第VII節	公共施設の統合整備	56
第VIII節	財政計画	58
第1款	基本的な考え方	59
第1項	歳入	59
第2項	歳出	60
第2款	財政計画	61

第 I 節 序 論

第1款 合併の必要性

これからの自治体は、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の変化、また、地方分権の進展などに伴い、より専門的で主体的な行財政運営の推進が必要とされ、一方で簡素で効率的な行政運営の確立の必要性など、様々な課題が生じています。さらに、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められています。

このような行政需要の多様化、広域化に対応するためには、市町村合併は有効な手段の一つと考えられます。

以下、合併の必要性を「行政需要の変化」、「生活圏域の拡大」、「地方分権の進展」と「厳しさを増す行財政運営」、「少子・高齢化の進行」の面から具体的に検証していきます。

第1項 行政需要の変化

本県の市町村が明治、昭和の大きな合併を経て、ほぼ現在の姿となって以来、およそ半世紀が経過しました。その間、市町村を取り巻く状況は、高度経済成長に伴う都市部への人口流出、過疎化の進行、住民の日常生活圏域の拡大、少子・高齢化の進行など様々に変化してきました。それに伴って地方分権の時代へと大きく変動する一方更に、国・地方を通じた厳しい財政状況により市町村合併の流れが加速しています。

今後は、このような社会情勢や行政需要の変化に対応するため、住民との対話をより一層深めながら、過疎化の進む中山間地域の対策として、少子・高齢化対策、道路、下水道などの社会資本や産業基盤の整備、更に定住対策や情報化の推進など、ますます高度化、多様化する行政課題に総合的、一体的に取り組んでいくことが肝要となります。

このため、津和野町と日原町の合併は、住民に対する行政サービスを将来にわたって安定的に提供することを目的として、行財政基盤を強化し、様々な行政需要の変化に対応可能なものとするために推進されるものです。

第2項 生活圏域の拡大

昨今の、交通機関や高速交通網の発達、電話やインターネット^{*}をはじめとする情報通信手段の発達により、住民の日常生活の行動範囲はますます拡大しています。日常生活圏域の広域化により、住民への行政サービスの提供は、広域的な視野をもったより効率的で計画的な行政運営の実現が求められています。

このため、両町の合併で、一体的、計画的に行政を推進し、さらに広域的かつ効率的なまちづくりを進める必要があります。

第3項 地方分権の進展

平成12年4月から地方分権一括法が施行され、市町村では地方分権改革の定着と一層の進展に向け、自己決定・自己責任の原則のもと市町村の実情に応じた行財政運営を積極的に推進することが求められています。

また、市町村への権限委譲が進む中で、より専門的な事務に精通した職員の確保が必要となります。

今後、両町の合併により、急速に進む少子・高齢化、高度情報化社会の進展などによる様々な行政課題に対応するためには、人材の育成や専門職員の確保など、行政体制の一層の充実を図る必要があります。

第4項 厳しさを増す行財政運営

国の財政事情の悪化による地方交付税の削減と長引く景気低迷による税収の落ち込みなどにより、地方財政は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

しかし、厳しい財政状況の中でも、住民が快適に、安心して生活できる生活環境を築くためには、少子・高齢化社会に対応した福祉施策、産業の振興、生活関連社会資本の整備、情報化の推進などの諸施策の展開が必要です。

そのためには、既存の施策の見直しをも含め効率的な財政運営を図り、行財政基盤を強化することが重要です。

第5項 少子・高齢化の進行

人口減少や少子・高齢化の急速な進行は、一般的に地域社会の活力を減退させる恐れがあり、特に中山間地域においては、産業構造の変化等による農林水産業の衰退とあいまって、地域社会の基盤そのものの崩壊が懸念されています。

このため、合併により産業の振興、福祉の充実、若者の定住化等、地域活力の維持・向上を図り、住民が安心して暮らせる魅力ある豊かな地域づくりを一層強力に進めることが重要です。

第2款 計画策定の方針

第1項 計画の趣旨

この計画は、新町の建設に取り組むに当たり、その基本方針を定め、これに基づく施策を総合的かつ効果的に推進することにより、新町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

そのため、本地域の特性である豊かな自然と文化を活かしながら、これまでの取り組みを継承しつつ、一体感を醸成するとともに、合併後の新たなまちづくりの方向を示し、新町を築く礎として策定するものです。

第2項 計画の構成

この計画は、新町を建設していくための「基本方針」、この基本方針を実現するための「重点施策」、「主要事業」、「公共施設の統合整備」、さらに「財政計画」をもって構成します。

第3項 計画の期間

この計画は、将来を展望した長期的な視野に立ち、全体計画の期間を合併年度及びこれに続く20年間の令和7年度までとします。

第Ⅱ節 新町の概況

第1款 位置・地勢・気候

第1項 位置

新町は、島根県の最西端に位置し、北と東に益田市、南に吉賀町、そして西は山口県に接しています。

また、当地域は、広島市や山口市から比較的近くにある地理的立地特性のため、広島県、山口県など山陽側と社会的、経済的な関わりがあります。

【位置図】



第2項 地 勢

面積は307.03km²で、東西の長さは約27km、南北の長さは約19km となっています。また、総面積の9割以上を山林が占め、高津川や津和野川の流域とその支流が入り込み、流域に市街地、集落、農地が点在しています。まさに、典型的な中山間地域となっています。

総面積の内訳上段：面積 (km²)、下段：割合 (%)

	山林	農地	宅地	その他	合計
津和野町	277.44 (90.4)	11.06 (3.6)	2.05 (0.6)	16.48 (5.4)	307.03 (100.0)

(資料：概要調書)

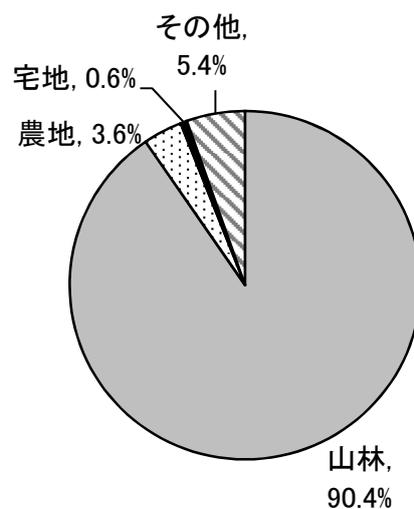
代表的な山

名 称	標 高
安蔵寺山	1,263m
青野山	907m

(新町内での流路延長)

代表的な河川

名 称	流路延長
高津川	23km
津和野川	37km



第3項 気 候

気候は、平均気温が14.1℃であり比較的温暖です。冬季の冷えこみは、厳しいが、積雪量は比較的少なく、年間を通じては四季折々比較的住み易い気候となっています。

		津 和 野
平均値 (昭和54年～平成30年)	平均気温 (°C)	14.1
	最高気温 (°C)	35.8
	最低気温 (°C)	-5.7
	降水量 (mm)	1,931.2

(松江地方気象台の観測地点である津和野地点を記載)

第2款 人口・世帯

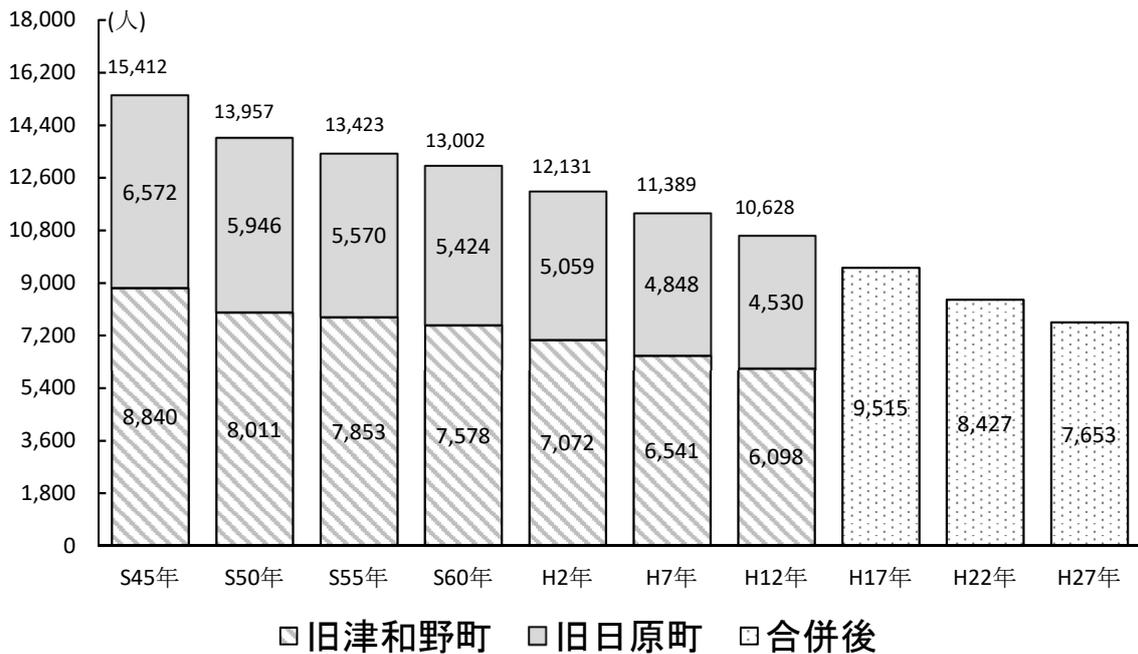
第1項 人口

1 人口の推移

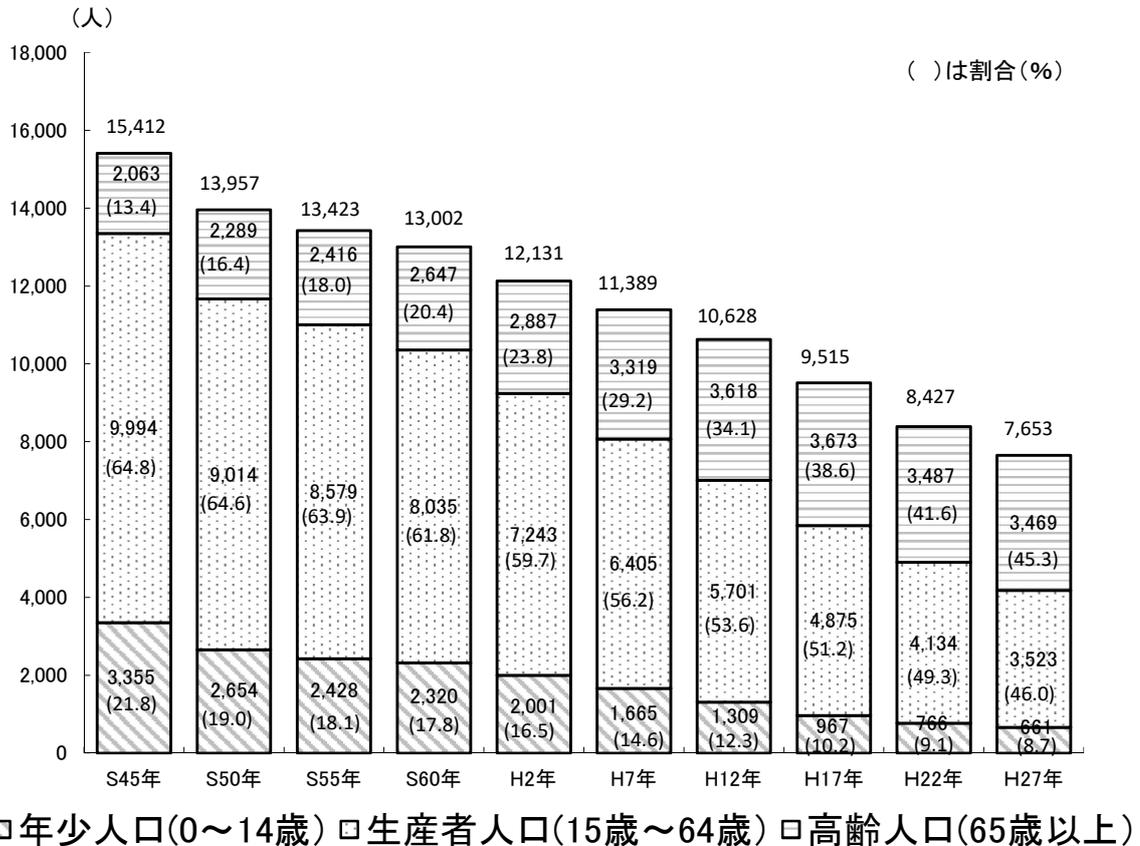
平成27年の国勢調査によると総人口は7,653人で、平成22年から平成27年の5年間にかけて774人(9.2%)減少しており、近年、減少傾向が続いています。

年齢階層別にみた高齢人口(65歳以上)の割合は、45.3%で平成22年に比べると3.7ポイント増加しています。一方、平成27年における年少人口(0~14歳)の割合は、8.7%で平成22年から0.4ポイント減少しています。

人口の推移



年齢階層別人口の推移



2 人口の将来推計

(1) 総人口

総人口は、平成27年国勢調査では7,653人ですが、令和7年には6,093人、令和17年には4,783人に減少すると推計され、これは20年間で3割以上という大幅な減少傾向を示しています。

(2) 年齢階層別人口

年少人口は、平成27年時点で661人ですが、令和7年には541人、令和17年には440人になると推計され、これは20年間で3割以上という大幅な減少傾向を示しています。

高齢人口は、平成27年時点で3,469人ですが、令和7年には3,069人、令和17年には2,339人になると推計され、これは20年間で3割以上という減少傾向を示しています。しかしながら、総人口に占める割合では、平成27年の45.3%が、令和7年には50.4%、令和17年には48.9%と、総人口の大幅な減少傾向に反して、高齢人口の割合は増加傾向をみせています。

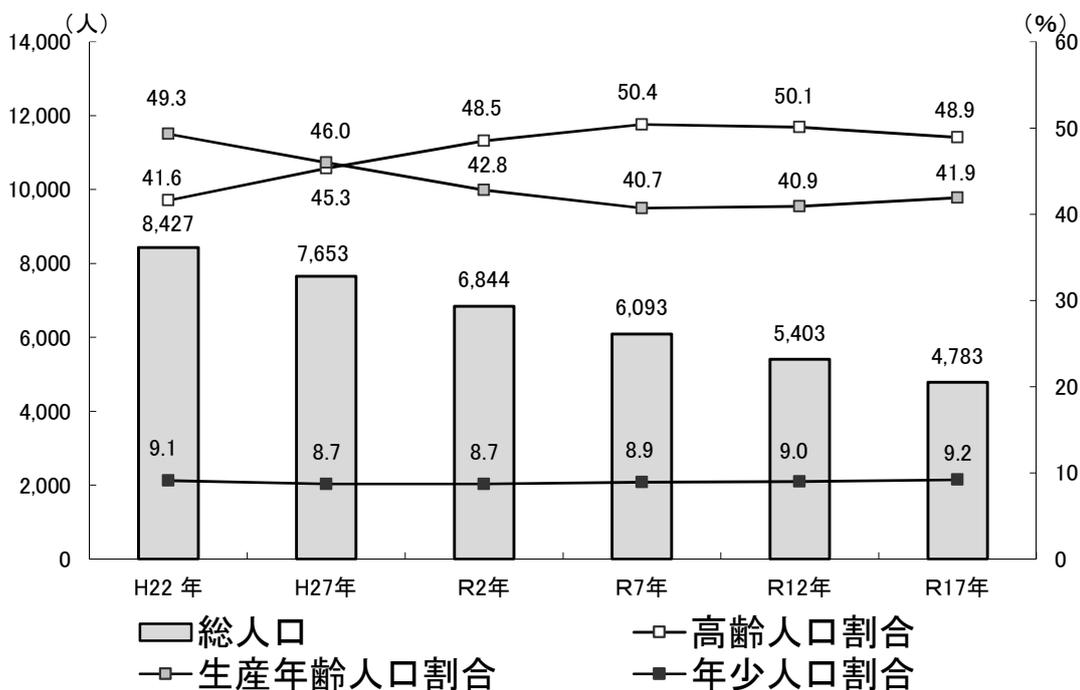
		実績値		推計値			
		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年
総人口	人口 (人)	8,427	7,653	6,844	6,093	5,403	4,783
0～14 歳	人口 (人)	766	661	599	541	489	440
	割合 (%)	9.1	8.7	8.7	8.9	9.0	9.2
15～64 歳	人口 (人)	4,134	3,523	2,927	2,483	2,209	2,004
	割合 (%)	49.3	46.0	42.8	40.7	40.9	41.9
65 歳以上	人口 (人)	3,487	3,469	3,318	3,069	2,706	2,339
	割合 (%)	41.6	45.3	48.5	50.4	50.1	48.9

(資料：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所)

※人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の設定によるもので、平成 22 年と平成 27 年の人口の動向を勘案し、将来人口を推計しています。

実績値の総人口と年齢別人口の合計は、年齢不詳を含むため合致しない場合があります。

人口の予測

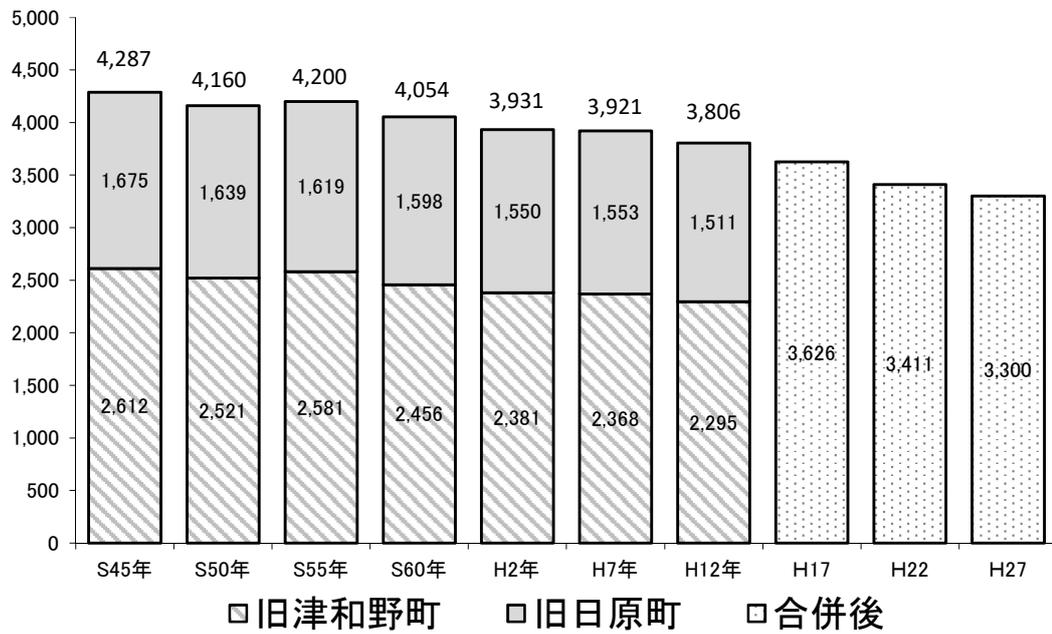


第2項 世帯

1 世帯数の推移

世帯数は、平成27年国勢調査で3,300世帯となっています。ここ数年間は、人口に比較して減少割合が小さくなっています。

世帯数の推移



2 世帯数の将来推計

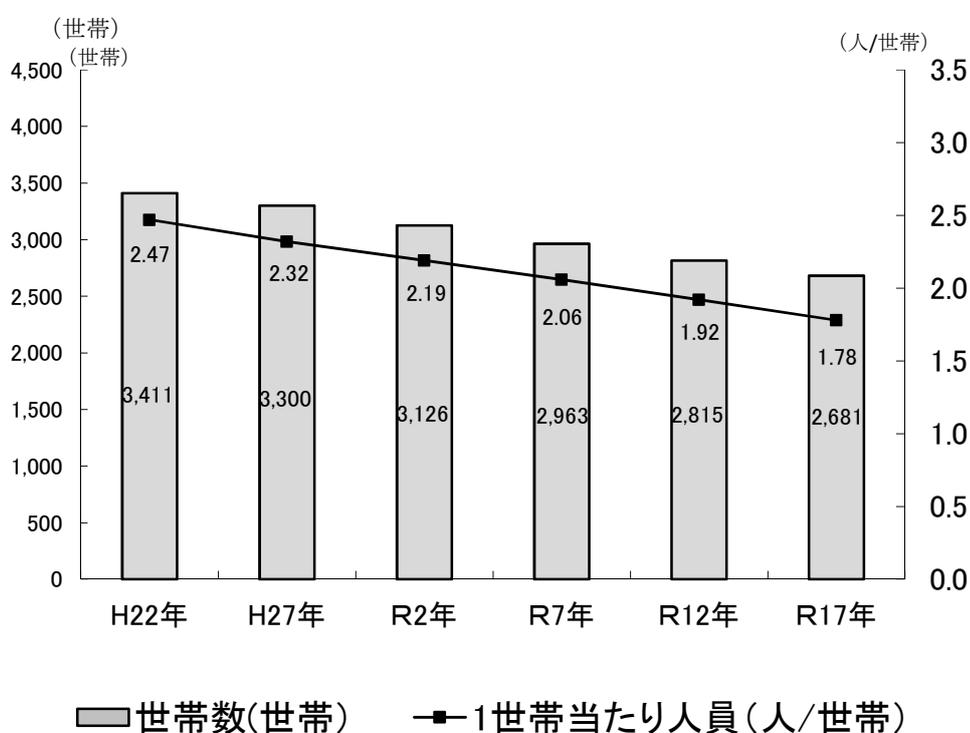
世帯数は、平成27年国勢調査で3,300世帯ですが、令和7年には2,963世帯、令和17年には2,681世帯になると推計されます。人口の大幅な減少に伴い、世帯数も減少するとともに、1世帯当たりの人員も減少することが予想されます。

	実績値		推計値			
	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
総人口（人）	8,427	7,653	6,844	6,093	5,403	4,783
世帯数（世帯）	3,411	3,300	3,126	2,963	2,815	2,681
1世帯当たり人員（人/世帯）	2.47	2.32	2.19	2.06	1.92	1.78

（資料：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所）

※平成27年国勢調査人口と前項「人口」において求めた各年の推計結果人口とを比較し、その減少率の半分をもって世帯数の推計をしました。

世帯数の予測



第3款 交流人口

交流人口は、平成19年には137万人の観光客が訪れていますが、その後は減少傾向にあり、近年は110万人台でほぼ横ばいという状況です。

また、宿泊客数は増加傾向にありましたが、平成27年の4万人をピークに旅館の廃業や休業等により、3万4千人に留まっています。

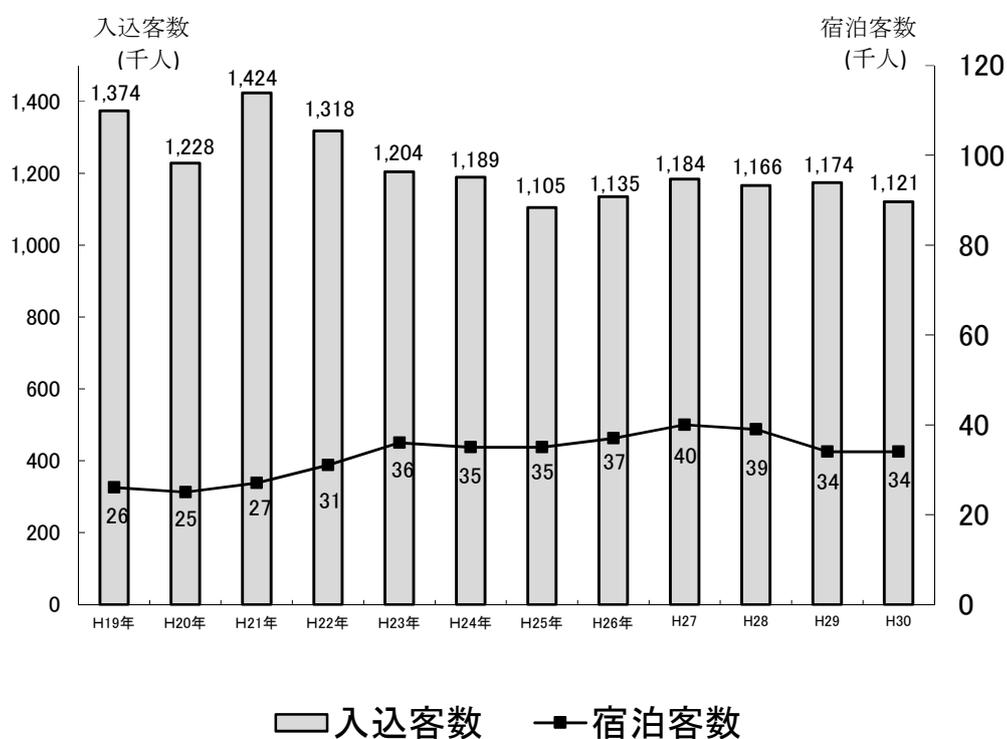
単位：千人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
観光入込客数	1,374	1,228	1,424	1,318	1,204	1,189
うち宿泊客数	26	25	27	31	36	35

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光入込客数	1,105	1,135	1,184	1,166	1,174	1,121
うち宿泊客数	35	37	40	39	34	34

(資料：島根県観光動態調査)

交流人口の推移



第4款 産業構造

産業別就業者人口は、平成27年の国勢調査によると第1次産業就業割合が18.4%で、第2次産業が17.7%、第3次産業が63.3%となっています。第2次産業の就業割合が減少し、第1次産業・第3次産業の就業割合が増加しています。

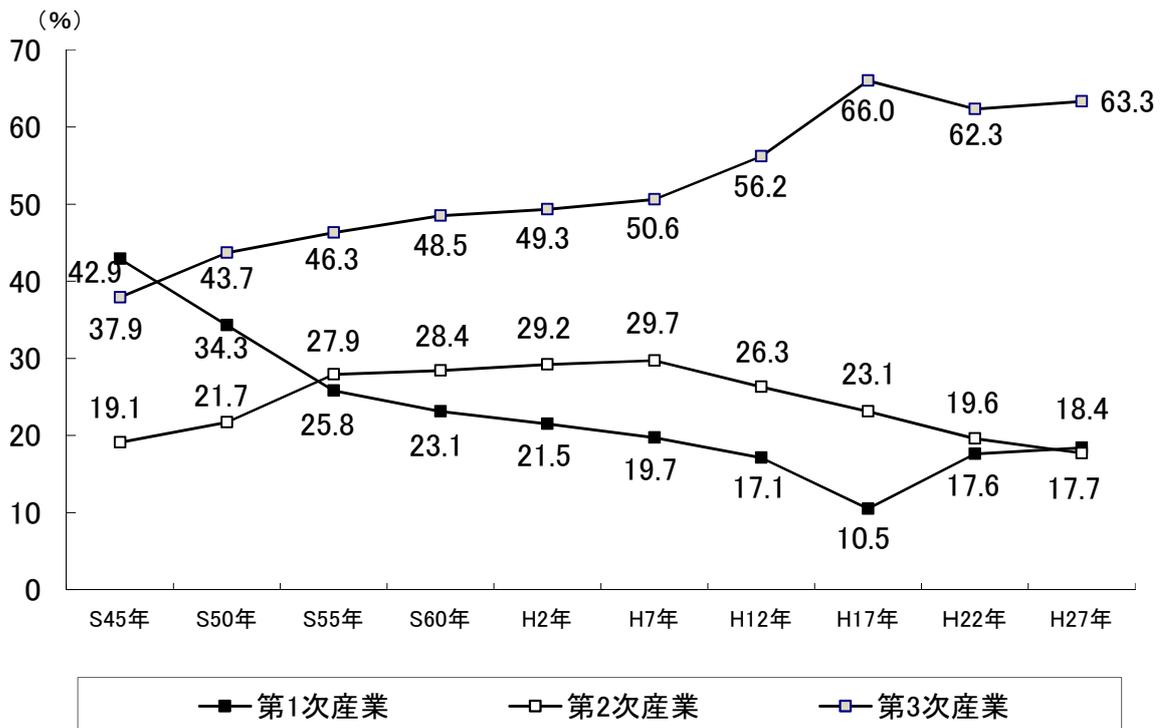
単位：人（%）

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者 総数	8,579 (100.0)	7,743 (100.0)	7,589 (100.0)	7,089 (100.0)	6,445 (100.0)	6,154 (100.0)	5,328 (100.0)	4,255 (100.0)	4,170 (100.0)	3,873 (100.0)
第1次 産業	3,684 (42.9)	2,653 (34.3)	1,957 (25.8)	1,635 (23.1)	1,386 (21.5)	1,211 (19.7)	913 (17.1)	446 (10.5)	735 (17.6)	714 (18.4)
第2次 産業	1,640 (19.1)	1,684 (21.7)	2,115 (27.9)	2,016 (28.4)	1,881 (29.2)	1,830 (29.7)	1,400 (26.3)	985 (23.1)	818 (19.6)	686 (17.7)
第3次 産業	3,250 (37.9)	3,387 (43.7)	3,510 (46.3)	3,437 (48.5)	3,177 (49.3)	3,113 (50.6)	2,993 (56.2)	2,808 (66.0)	2,597 (62.3)	2,451 (63.3)

※総数と産業別就業者数の合計は、分類不能があるため合致していません。

(資料：国勢調査)

産業構造の推移



第Ⅲ節 新町建設の基本方針

第1款 新町建設の基本理念

第1項 基本的な考え方

昨今、全国的に少子・高齢化、国際化、情報化、地方分権等大きな変革の時代を迎えています。さらに、国・地方とも厳しい財政状況の中で、行財政基盤の強化を図り、住民を主体においた魅力ある行政を推進し、基盤のしっかりした自治体の構築が求められています。

この合併により、これまでそれぞれの町が築き上げてきた、まちの個性や魅力を互いに認め合い、共有し、それぞれの地域の持つ特性を最大限に活かしつつ総合的、一体的なまちづくりに取り組むことが必要となります。

本計画では、一体感を醸成するとともに「住民一人ひとりがまちづくりの主人公」として、誰もが生き活きと安心して暮らし、自らの郷土・歴史・文化を誇り、さらに、自治体本来の姿である住民自治を基本としたまちづくりを基本的な考え方とします。

第2項 新町建設の基本理念・目標

【基本理念】第1項「基本的な考え方」に主眼をおきながら、新しいまちづくりに際しての基本理念を次のとおりとします。

当地域には、豊かな自然と古い歴史や伝統的な文化があり、「日本の原風景」ともいえる美しい景観が保たれています。これは、そこで生活する人々が自然の恩恵を受けながら、自然と共生し、守り、育まれてきたものです。私たちは、この地域特性を受け継ぎ、育み、後世に引き継いでいかなければなりません。

それぞれの地域で育まれてきた個性や魅力を大切にしながら、住民相互の交流を活発化して新町の一体感を醸成することに努め、住民が新しい町に誇りを持ち、心の豊かさが実感できるようなまちづくりを行わなければなりません。

また、地域外との交流も重要な「鍵」となります。住民が「住んでよかった」と実感することが、心の豊かさや人の優しさが伝わるまちづくりにつながるとともに、訪れた人々が住む人々とふれあうことにより、何度でも訪れたいくなるようなまちづくりへと発展させることが大切です。

守り育んできた豊かな自然と古い歴史や文化を継承し、そこで生活する人々が将来に亘って心の豊かさを実感でき、温もりの感じられるまちづくりを進めていくことを基本理念とします。

【基本目標】基本理念を念頭においた新しいまちづくりの基本目標を次のとおりとします。

『人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり』

【将来像】基本理念を実現するため、本町のあるべき姿を将来像として次のとおりとします。

**ひと(人)とひと(人)の絆で結ぶ
津和野ブランドによる協働のまちづくり
～ 好きです津和野 これまでも そして、これからも ～**

第2款 まちづくりの方向

第1款「新町建設の基本理念」の実現に向け、新町のまちづくりを総合的、計画的に推進するため、「ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり」、「学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」、「働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり」、「助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくり」、「多くの人々と交流し開かれたまちづくり」の5つの柱を「まちづくりの方向」と定め、その実現に向けた取り組みを体系的に整理します。

① ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり

津和野の町並みを見おろすようにそびえる秀峰青野山と、西日本では稀に見るブナの原生林に覆われた安蔵寺山、清流高津川など、緑豊かな自然を生かした地域づくりを、今後とも引き続き目指します。

その上で、豊かな自然に恵まれた美しいまちを保つため、自然環境の保全に努め、住環境、生産機能及び保全機能のバランスを保った土地利用を推進するとともに、「日本遺産」認定を踏まえた伝統的建造物や町並み景観を後世に伝えていくための保存、整備に取り組みます。公園・緑地等の憩いの場、安全で良質な水の安定供給、魅力ある住環境、道路等の交通環境等を通して、快適で利便性の高い生活環境の整備に努めます。

また、ごみの減量化やリサイクルにより循環型社会の形成や新エネルギー・省エネルギーによる地球温暖化対策及び環境美化対策等にも取り組み、「自然と共生する清潔なまちづくり」を目指します。

併せて、大規模災害を前提とした防災体制の確保、特に自然災害が発生した際に被害を最小限に食い止め、被害を減らすための備えを確保する「減災」への取り組みを推進するとともに、交通安全対策や防犯体制、地域医療体制等の充実を通じた「安全で安心なまち」を目指します。

② 学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり

養老館に象徴される学問の普及により、森鷗外や西周等傑出した人材を輩出してきた伝統は町民の誇りであり、今なお人々の心に深く息づいています。

今後とも、全国初の産業組合病院を創立した大庭政世や郡是や片倉など大手企業に対抗して組合製糸石西社の操業に着手した神崎直三郎等を含む郷土の発展に涙ぐましい努力を重ねられた先人の労苦を偲びながら、次代を担う人材の育成に努め、文化の薫り高いまちづくりを目指します。これからのまちづくりの要は「人」です。そして、まちづくりを担う「人」には変化する時代の流れに対応できる力が必要です。

併せて、地域教育力を結集して、教育内容の充実や人材育成を推進し、主体的に行動し、たくましく生きる力を育むとともに、生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶこ

とができる生涯学習を目指します。また、スポーツや文化の振興及び様々な交流等を通して「人と人が触れ合うことができるまちづくり」を目指します。

③ 働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり

観光による産業振興については、人そのものが観光資源となるようなしくみを整え、文化の町にふさわしいものを目指します。

地域企業の振興・活性化に努めるとともに、高校卒業後の地元就職、大学卒業後の地元回帰等のための雇用の受け皿としての企業誘致活動や、創業支援の取り組みを進めます。

農業においては、多様な担い手の確保に努め、農業経営の多様化と高度化を推進するとともに、6次産業化への取り組みを強化し地産都商を進めるとともに、地産地消に対する支援も進めます。林業においては、計画的に安定した木材供給体制の確立に努めます。

また、ダムのない河川として全国的に稀有な存在である高津川は、水質においても日本屈指の清流であり、そこで獲れる鮎やツガニ、スッポンなど水産資源を郷土料理として活用し収益性の高い水産業の振興を目指します。

また、本町に存在する、ひと、もの、環境等多様な地域資源を活用することによって新たな産業の創出を図っていくことが重要です。そして、このような動きを通じて、地域の産業を創造的に再生していくことが求められます。

まちが、活気づき、人が交流することを通してにぎわいが戻ることによって、新たな雇用が生まれ、安心して住むことができる環境づくりが期待されます。

そのため、行政、産業、住民等の各分野が連携し本町の多様な資源を生かして「津和野ブランド」を育てあげ、地域イメージを向上させ、多くの人や企業を呼び込む宣伝活動の展開を図ります。

④ 助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり

人口減少、少子高齢社会が進行する中で、高齢者夫婦世帯や一人暮らし世帯等の増加、核家族化等家族形態の多様化や役割等が大きく変化するとともに、価値観の多様化やライフスタイルの変化等を背景に、地域社会での人々の結びつきは弱体化しています。このような中、町民ニーズの多様化や時代の変化に対応し、町民がお互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりが必要です。

そのために、まず、町民の健康寿命を延伸するための取り組みや地域医療の充実等を通じた取り組みを推進するとともに、自助、互助、共助、公助の視点による地域が主体となって支え合う地域福祉のまちづくり、高齢者や障がいのある人たちにやさしいまちづくり、各年代に応じた健康づくりや生きがいづくり等への取り組みを進めます。また、ひとり親家庭や生活困窮者が安心して暮らすことのできるよう支援を行っていきます。

特に、高齢者対策については、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」の相互連携による「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

また、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりとともに、人々が世代をこえて末永く定住できるように努めます。

併せて、人権啓発を通した「人を大切にすまちづくり」を目指します。

⑤ 多くの人々と交流し開かれたまちづくり

交流の目的としては、文化面や経済面での貢献度があげられますが、国際交流については、ドイツ連邦共和国ベルリン市中央区との姉妹都市縁組の調印を行っており、今後とも、異文化との接触による国際感覚の会得と国際化社会に対応する人材の育成に継続的に取り組みます。

また、国内的には、開かれたまちづくりを目指すための交流として、鳥取県鹿野町及び北九州市との間において友好交流都市としての縁組を行っており、人の流れや物の流れを円滑にすることにより文化的、経済的発展を目論見ながら取り組みを進めます。

さらに、森鷗外を縁として交流が始まった東京都文京区をはじめ災害時の協力協定の提携などで国内の地域との結びつきを強めています。中でも文京区とは同区内に津和野町東京事務所を設置していることもあり、近年交流が活発化していることから、今後も人的、物的交流を拡大していく考えです。

また、これらの交流を埋もれがちな独自文化の再発見への貴重な機会ととらえ、誇りと希望に満ちた輝かしいまちづくりを進めます。

【まちづくりのイメージ】



第IV節 重点施策

1 環境形成プロジェクト

(目的)

新町は、山陰の小京都と称される津和野の街並み景観や中国地方で第一位の水質を誇る清流高津川と安蔵寺山、青野山等が織り成す豊かな自然があります。これらの地域資源の保全、継承に努めるとともに、人と自然がふれあう潤いある生活空間の創造を目指します。

(事業の内容)

- 高津川流域保全基本構想に基づき、広域的な環境形成活動の推進を図ります。
- 美しい自然と固有の歴史的文化遺産の保存・継承に努めるとともに、潤いのある環境形成を目指します。

2 地域資源を活かした産業振興と交流促進プロジェクト

(目的)

新町は、長い歴史の中で培われてきた多様な地域資源に恵まれ、年間100万人を超える観光客が訪れる地域です。今後も、これらの地域資源を活かしながら交流人口の更なる拡大を図るとともに、交流基盤を活かした産業振興と定住を促進します。

(事業の内容)

- 既存の地域資源を有効に活用するとともに、地域住民が中心となった新たな魅力ある地域資源の発掘を図り、ストーリー性、テーマ性のある観光ルートの設定、広域ルートを設定を推進します。
- 自然資源を活かした滞在型の交流や体験プログラムをキーワードとした交流など、歴史文化と自然を連携させた滞在型観光の推進を図ります。また、清流高津川の河川資源を活かした交流を促進します。
- 希少価値の高い産物の掘り起こしと加工技術の開発等により付加価値を高め、地域特産物のブランド化を図るとともに、地産地消も積極的に推進します。
- 城下町をのんびりゆっくり歩く「まち歩き」の推進を図ります。

3 健康・医療・福祉の推進プロジェクト

(目的)

新町では、保健・医療・福祉の連携強化による地域ケアシステム^{*}の構築を図るとともに、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者に対しても安心して必要施設に行き来できる新たな交通システムの形成を図ります。

(事業の内容)

- 保健・医療・福祉の連携による総合的な各種サービスを提供する地域ケアシステムの構築に努めます。
- 各種公共施設や医療・福祉施設等へのアクセスを充実させ、住民生活の利便性向上を図ります。
- 医療バス、福祉バス等新たな交通システムと民間事業者が運行する既存の公共交通との調整を図り、効率的・効果的な住民の移動手段の確保に努めます。
- 医師の確保等、地域医療体制の充実を図ります。

地域ケアシステム：介護保険を含めた保健・医療・福祉の関係機関が相互に情報交換やサービス調整を行える環境を整えるとともに、地域住民やボランティア組織の参加・活動への支援を行うなど、地域住民と総合的な福祉体制を確立すること。

4 人づくり未来プロジェクト

(目的)

地域を担う人材や主要な産業におけるリーダーの育成など、多様な分野における人材の育成を図ります。

また、家庭と学校と地域が一体となり、将来を担う青少年が地域に誇りを持ち、郷土愛を育む教育環境の充実を図るとともに国際的視野を持つ人材の育成を図ります。

さらに、集落などを単位としたコミュニティの育成により、住民主体のまちづくりを図ります。

(事業の内容)

- 人材育成の場として、「地域リーダー塾（仮称）」を創設するとともに、ボランティア、NPO^{*}等の育成を図ります。
- 子どもの学習の場として、地域資源を活かした体験や学習の場の充実を図ります。
- 学校教育や社会教育を通じて、誰もが情報化や国際化に対応することができる学習の機会の拡充を図ります。
- 地域活動の活性化を促すため、活動拠点の充実を図ります。
- 姉妹都市を活用した人づくりを目指します。
- 国の地域おこし協力隊や集落支援員の制度や県のふるさと島根定住財団の制度などを有効に活用して、町内の主要産業の担い手を育成し、地域のリーダーとなる人材を積極的に育てることを推進します。

NPO (nonprofit organization) : 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利組織、非営利団体、民間非営利団体

5 交通・通信網整備プロジェクト

(目的)

CATV事業の推進により、情報の地域間格差を解消するとともに、地域情報の提供による一体感の醸成や双方向の情報基盤を活かした、産業、教育、保健、医療、福祉などの多様な分野における情報活用を推進します。

また、日常生活の利便性の向上や定住促進、観光振興などの基盤整備の観点から、国・県道を中心とした幹線道路網の整備並びに生活道としての町道などの整備や維持・補修と合わせ、計画的な実施を図ります。

(事業の内容)

- CATV網を全町的に整備するとともに、これを活用し学校や地域における情報教育の推進を図ります。
- テレビ難視聴区域の解消、災害時等の緊急告知機能の充実、自主放送による地域情報の提供、インターネットサービスの充実により、情報を受発信する機会の拡充を図ります。
- 電子自治体などの国の動向を踏まえながら、地域情報化の推進に努め、住民サービスの向上を図ります。
- 道路整備や多様な交通手段を確保することにより、観光客をはじめとした交流人口、関係人口の拡大を図ります。

第V節 主要事業

第1款 自然環境と調和のとれたまちづくり

第1項 自然環境の保全と活用

【主要施策】

1 自然環境の保全

- 地域の豊かな自然環境の維持と景観の保全に努めます。
- 住民が自然に対する理解を深めるための活動を支援するとともに、地域の特性と自然環境との調和を保ちつつ、自然と触れ合う場の整備を図ります。

2 森林資源の維持と活用

- 森林資源の持つ公益的機能等についての意識高揚を図りながら、多面的な機能を発揮できる森林整備を図り、森林資源の利活用を推進します。

3 河川環境の整備

- 高津川水系の貴重な自然資源を後世に残していくため、水質浄化事業などの施策を展開します。
- 地域住民が一体となった河川生態系の保護に努めます。
- 河川整備にあたっては、人々が安心して暮らせる治水機能の強化を基本としながら、地域住民から親しまれる潤いのある水辺環境・景観づくりに配慮します。

主要施策	主 要 事 業
自然環境の保全	高津川流域保全基本構想の推進（広域事業含む）
	森林・里山保全の推進
	安蔵寺山周辺の保全と活用
	青野山県立自然公園の保全と活用
	遊歩道、自転車道の整備
	その他の自然資源の保全
森林資源の維持と活用	西中国山地森林文化圏の活動推進
	町有林、分収造林の整備・活用
河川環境の整備	ふるさとの川河川公園整備事業
	高津川流域沿岸環境整備事業
	ビオトープ [※] 形成事業の推進

第2項 生活環境の整備

【主要施策】

1 消防・防災対策の充実

- 自然災害や火災等の発生に対応するため、消防・防災施設、設備の充実、防災意識の啓発を図るとともに、消防団組織の再編や自主防災組織の設立、育成、緊急防災情報システムの構築等により、安心して暮らせる防災体制の整備充実を図ります。
- 急傾斜地等での災害防止、河川流域における災害防止のため、治山・治水事業、砂防関係事業等を推進し、安全な環境づくりに努めます。

2 交通安全対策の充実

- 交通安全活動を通じた住民の交通安全意識の啓発を図るとともに、歩道の整備、カーブミラーなどの交通安全施設について、関係機関や団体と連携しながら、その整備充実に努めます。

3 防犯対策の充実

- 住民への防犯意識の啓発を図るとともに、地域及び警察との連携をとりながら、防犯施設の計画的な整備充実に努めます。

4 住宅等の整備

- 若者定住、U・Iターン*などの受け皿として、公営住宅等の計画的な建替・建設を推進します。また、定住施策の一環として空き家の活用を図ります。
- 多様化する生活様式に対応した住宅と宅地の供給を促すとともに、地域環境に配慮した建築への誘導を進めます。

5 空き家等の対策

- 空き家等に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法及び津和野町空家等対策計画に沿って、所有者等の責務についての啓発を行い、自主的な改善を図るよう支援するとともに、地域住民の生命、身体、財産に深刻な影響を及ぼすなどの緊急的に安全的措置の実施がやむを得ない場合には、必要最小限の危険回避、除却などの措置を行い、安心・安全な環境づくりに努めます。

Uターン：大都市などに移住した人が、再び出身地やもとの居住地のもどること。Iターン：大都市などで生まれ育った人が、地方に移り住むこと。

6 公園・緑地の整備

- 町並み景観保全と住民の憩いの場として、緑地や公園等を整備充実し、積極的な活用を図ります。
- 住宅地内においては、生活に身近なオープンスペースや子どもの遊び場として、街区公園等の充実と既存公園等の活用促進を図ります。

7 循環型社会の形成

- ごみゼロ社会を目指し、生産者、消費者とともにごみの減量、分別、リサイクルを推進します。
- 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進をはじめ、循環型社会の形成に向けた各種の法律・制度などについて、住民への周知徹底を図ります。
- 新エネルギー、省エネルギーの推進など地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、ISO14001 シリーズ^{*}の取得を目指します。
- 町内から排出される不燃ごみ、粗大ゴミを適正に処理し、効率的に資源を回収するため、老朽化した旧焼却場を更新し、ストックヤードを整備します。

8 上下水道等の整備促進

- 上水道施設の浄水対策を推進します。
- 上水道等の施設整備により、未給水地域の解消を図ります。
- 快適な生活環境を確立するため、公共下水道整備事業を進めます。また、整備対象区域外では、合併処理浄化槽、農業集落排水事業等により、生活排水対策に努めます。

^{*}ISO14001 シリーズ：国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための組織的な仕組みや基準等。

主要施策	主 要 事 業
消防・防災対策の充実	地域防災計画の策定
	消防団の再編及び自主防災組織の設立、育成
	消防・防災施設設備の充実
	緊急防災情報システムの構築
	河川改修事業（県事業）
	砂防事業（県事業）
	急傾斜地崩壊対策事業（県事業）
	治山事業（県事業）
	防災意識の啓発
交通安全対策の充実	交通安全施設の整備
	交通安全意識の啓発
防犯対策の充実	防犯施設の整備
	防犯意識の啓発
住宅等の整備	住宅マスタープランの策定
	公営住宅ストック総合活用計画の策定
	公営住宅整備事業
	定住促進住宅整備事業
	宅地造成の推進
	空き家バンク制度の充実
	空き家等の対策
公園・緑地の整備	公園・緑地の整備・拡充
	オープンスペースの確保
循環型社会の形成	4 R [*] の取り組み推進
	廃棄物施策への住民の意識啓発
	新エネルギーの活用・省エネルギーへの取り組み
	ISO14001 シリーズの取得
	ストックヤードの整備
上下水道等の整備促進	上水道整備事業
	公共下水道整備事業
	農業集落排水事業
	合併処理浄化槽設置助成事業

4 R：ごみの発生回避（リフューズ）、ごみの排出抑制（リデュース）、製品・部品の再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の4つの取り組みの総称のこと。

第3項 まちづくり基盤の整備

【主要施策】

1 計画的な土地利用の推進

- 居住地域については、周辺の自然環境や景観に配慮しながら、道路・公園・下水道等の住環境整備の推進に努めます。また、観光や商工業等の適地については、産業振興施策との整合を図りながら、計画的な土地利用に努めます。
- 農地については、遊休農地の解消に努め、効率的な土地利用を図ります。
- 森林の多様な機能に考慮し、保全対象林や経営対象林等に区分するなど、その保全と活用を図ります。
- 地籍調査は、土地に関する諸施策を総合的かつ効率的に実施するための基礎資料となり、長期計画をもとに推進します。

2 交通体系の整備

- 国道の整備促進及び県道の早期改良実現に向け、関係機関に働きかけるとともに、各地域や公共施設などを結ぶ生活道路網の整備を推進します。
- 住民にもっとも身近な生活道路である町道については、計画的に新設・改良・舗装工事を推進します。
- 住民の貴重な交通手段となっているJR山口線やバス路線については、交通拠点施設整備、路線維持、タクシー車両の活用などにより、利用者の立場に立った利便性の高い交通システムの構築を図ります。

3 情報・通信の整備

- 情報ネットワークの構築のため、CATV整備等を推進し、情報の地域間格差の解消を図ります。
- 情報受発信により地域産業の振興、地域内を始めとする交流の拡大、福祉施策等での様々な分野で活用し、住民生活の向上を図ります。

4 町並みの保全・整備

- 守り育んできた豊かな自然と古い歴史や文化、そして生活が一体となった町並みを貴重な財産として認識し、その保全・整備を図るとともに、その活用により魅力あるまちづくりを進めます。

主要施策	主 要 事 業
計画的な土地利用の推進	土地利用計画の策定
	農業振興地域整備計画の策定
	都市計画マスタープラン [*] の策定
	地籍調査の推進
交通体系の整備	国道9号の整備促進（国事業）
	県道の整備促進（県事業）
	町道の整備促進
	公共交通の維持・改善
	総合的な交通システムの構築
	パーク&ライドの導入
	交通拠点施設整備
情報・通信の整備	CATV整備事業
	インターネットによる地域情報の発信
	電子自治体構築への取り組み
町並みの保全・整備	町並保全・修景事業の推進
	環境保全条例の制定

^{*}マスタープラン：基本となる計画。設計。

第2款 活力ある産業振興と交流のまちづくり

第1項 産業の振興

【主要施策】

1 農業の振興

- 地域水田農業ビジョンを核として、水田を利用した作物の産地づくりの推進を図ります。
- 認定農業者をはじめとした中核農家の育成、集落営農の推進、法人化の促進、新規就農者等の受入れ体制の充実など、地域農業の後継者確保や担い手育成に努めます。
- 生産性の高い農業の確立を目指し、農地の集約化を推進します。
- 地域特産の振興に努めます。
- 農業の6次産業化*を目指し、生産・加工・流通などの一体的な取り組みによる農業振興に努めます。
- 地産地消運動の展開による積極的な顧客開拓に努めます。
- 施設園芸等による複合経営を積極的に推進し、安定した農業経営の実現を図ります。
- 有害鳥獣対策を積極的に支援します。

2 林業の振興

- 森林の適正な施業により、良質材の生産に努めます。
- 公共建築物に高津川流域産木材の使用を図り木造化・木質化を推進します。
- UIターン者や地元青壮年者を中心とした里山の森林整備を実践する担い手の育成や新規就業者の受入れ体制を充実するなど自伐型林業の推進に努めます。
- 木質バイオマスガス化発電所の建設と運営に向けて、原木やチップ材の安定供給体制を検討し、森林資源の有効活用を図ります。
- 特用林産物等の振興を図ります。
- 水源かん養、山地災害防止、生活環境保全など森林の持つ多面的機能の発揮に向け、その保全・活用に努めます。
- 林道・林業専用道の整備を促進し、基盤整備の充実に努めます。

3 水産業の振興

- 高津川等の水産資源の活用を図るとともに、観光と連携した水産業を推進します。

4 商業の振興

- 生活基盤を守り、活力のある地域づくりに向け、地域と密着した商業活動の基盤整備・維持に努めます。
- コミュニティビジネス^{*}を推進し、商店街の活力維持を支援することで、活力ある地域づくりを図ります。
- 観光施設や道の駅など集客力のある施設等における販売促進やイベント等を活用した物産販売などにより、地場製品の販売力の強化に努めます。
- IT等の企業誘致の促進や起業化支援等に努め、働く場・雇用の確保を図ります。

5 工業の振興

- 企業誘致の促進や起業化支援等に努め、働く場・雇用の確保を図ります。
- 地場産業の振興については、相談・支援体制の確立を図ります。

6 観光・レクリエーションの振興

- 周辺市町村と連携し、滞在型・体験型観光振興施策を推進します。
- 新町の多様な施設や資源を有機的に結びつけ、にぎわいの創出や一体的な観光・レクリエーションエリアの形成を図ります。
- 体験農園や歴史・文化・自然など地域資源を活用した体験プログラムの推進に努めます。
- 文化活動と観光の一体化を図り、インバウンド対策を含めた文化の薫り高い観光を目指します。

^{*}コミュニティビジネス：地域の中の様々な課題、問題を解決するために、自分たちのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。

主要施策	主 要 事 業
農業の振興	担い手の育成
	集落営農等の育成
	中山間地域総合整備事業（県事業）
	農業競争力強化基盤整備事業（県事業）
	農道整備事業の推進
	地域ブランドの確立
	有機農業や減農薬・減化学肥料による栽培の推進
	施設園芸の推進
	肉用牛の振興
	地産地消の推進
	農地流動化の推進
	有害鳥獣対策の推進
	林業の振興
主伐による木材の利用促進と人工林伐採後の再生林の推進	
公共建築物の木造化・木質化と流域産木材の活用	
自伐型林業の推進	
特用林産物等の振興	
林道・林業専用道整備事業（県事業含む）	
森林の保全と活用	
木質バイオマスの利活用の推進	
水産業の振興	水産資源の活用
商業の振興	商店街維持・活性化事業の推進
	空き店舗等も活用した起業・事業承継の推進
	交流拠点等を活かした経済・人的交流の促進
	コミュニティビジネスの推進
	企業誘致の促進・起業化支援
	空き店舗・空き家等の活用・改修等支援
工業の振興	企業誘致の促進・起業化支援
	地場産業に対する支援体制の充実
観光・レクリエーションの振興	観光資源のネットワーク化
	体験プログラムの構築と旅行商品化
	日本遺産を核とした街歩きなど滞在型観光の推進
	広域観光の推進
	インバウンド対策とSNS等による情報発信
	津和野城山の整備と活用、情報発信の促進

第2項 交流の推進

【主要施策】

1 交流の推進

- 既存の交流の拡充や新たな交流機会の創出を図り、住民レベルでの国内・国際交流の推進を図ります。

主要施策	主要事業
交流の推進	ベルリン市中央区との姉妹都市交流の推進
	北九州市や鳥取県鹿野町（現鳥取市）との友好都市交流の推進
	国際交流事業の推進
	文京区他の都市・農村交流の推進
	ふるさとファンクラブの設立・発展
	観光ガイド・日本遺産コンシェルジュの育成
	町民間の交流の場づくり
	観光客等との文化交流の推進

第3款 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第1項 保健・医療の充実

【主要施策】

1 健康づくりの推進

- 住民の自主的な健康づくりを目指した健康日本21計画^{*}を受けた健康増進計画を策定し、総合的な取り組みを推進します。
- 健康づくりの拠点として、保健センターの機能強化を図ります。

2 医療体制の充実

- 医療機関と行政が連携し、住民が安心して充実した医療を受けられる体制づくりを図ります。
- 医師の確保、休日・夜間診療及び救急体制の確立を図ります。

3 住まいの整備

- 中長期的な利用や看取りも可能で、医療施設に近く安心感がもてる「医療近接型の住まい」の整備を図ります。

主要施策	主要事業
健康づくりの推進	健康増進計画の策定
	健康づくり活動の推進
	健康管理システムの充実
	保健センターの機能強化
医療体制の充実	医師の確保
	医療機関と行政の連携強化
	かかりつけ医制度の定着
	救急医療体制の充実
	医療機関への通院手段の確保
住まいの整備	医療近接型の住まいの整備

^{*}健康日本21計画：個人の健康づくりを社会全体で支援し実現するための新しい「健康づくり運動」となる計画。

第2項 福祉の充実

【主要施策】

1 地域福祉の充実

- 保健・医療・福祉の連携による総合的な各種サービスを提供する地域ケアシステムの構築に努めます。
- 地域福祉の充実を目指し住民意識の啓発を図るとともに、ボランティアグループの育成に努めます。

2 子育て支援の充実

- 公立保育施設の適正配置と民間保育施設の有効活用を図るとともに、保育時間の延長や一時保育など、保育内容の充実を図ります。
- 子育て支援センターや学童保育の充実に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画^{*}を策定し、地域が一体となった子育て支援施策の充実を図ります。

3 高齢者福祉の充実

- 高齢者のための介護予防や生活支援サービスなどの充実を図ります。
- 高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、シルバー人材センター^{*}を設置します。

4 障害者福祉の充実

- 障害者の社会参画を促すために、共同作業所等の整備・充実を図ります。
- 障害者の福祉サービス体制の強化や各種支援制度の充実を図ります。
- ノーマライゼーション^{*}の理念の普及・啓発に努め、障害者に対する正しい理解と認識を深めます。
- 障害者が安心して生活できる条件整備に向け、町全体のバリアフリー化などに取り組みます。

次世代育成支援行動計画：地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む。）が、次世代育成支援対策推進法に基づき、国の定めた策定指針に則して、今後10年間で集中的・計画的に次世代育成支援対策（少子化対策）を実施するために策定する計画。県・市町村は、当面、平成17年度から21年度を対象期間とする5年計画を策定する。

シルバー人材センター：健康や生きがいのために仕事をしたいと考えている高齢者に対して、一般家庭や、民間企業、官公庁等から高齢者に向いている仕事を引き受け、提供する公共的、公益的な団体。

ノーマライゼーション：障害者や高齢者の方などを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生活し、活動する社会が本来の社会であるという考えのこと。

5 ひとり親家庭の福祉の充実

- ひとり親家庭の組織の育成・強化を図るとともに、ひとり親家庭に対する制度の充実に努めます。
- 子育てに関する相談・支援体制を充実します。

主要施策	主要事業
地域福祉の充実	地域ケアシステムの構築
	ふれあいまちづくり事業の推進
	ボランティアグループ等の育成
	地域福祉に対する意識の啓発
子育て支援の充実	保育施設・サービスの充実
	次世代育成支援行動計画の策定
	学童保育事業の拡充
	子育て支援センターの充実
	子育てサークルへの活動支援
	ファミリーサポート事業の充実
高齢者福祉の充実	地域リハビリセンター [※] の設置
	特別養護老人ホームの充実
	高齢者生活支援ハウス [※] の整備
	配食サービスの充実
	テレビ電話の設置と活用
	シルバー人材センターの設置
	住宅改造資金貸付事業の充実
	介護予防事業の推進
障害者福祉の充実	在宅生活支援サービスの充実
	公共施設のバリアフリー化推進
	共同作業所等の整備・充実
	ノーマライゼーションの理念の普及・啓発
ひとり親家庭の福祉の充実	相談、支援体制の充実
	経済的な支援の充実
	支援制度の充実

リハビリセンター：長期療養者・身体障害者の方などを社会生活に復帰させるための指導・訓練施設。高齢者生活支援ハウス：在宅で生活するには不安のある高齢者に対し、低料金で居住の場を提供する施設。生活援助員を配置し、各種助言、相談及び緊急時の対応などを行う。

第4款 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第1項 教育の振興

【主要施策】

1 学校教育の充実

- すべての学習を通じ、児童生徒が自ら学ぶ意識と豊かな心の育成を図ります。
- 学社融合を推進し、地域に触れ学ぶことができる環境づくりに努め、郷土に誇りと愛着のもてる児童生徒の育成を図ります。
- 社会の変化に対応できる、たくましい児童生徒の育成と、基本を身につけ、自ら考え行動できる能力を養う教育を推進します。
- 学校施設の整備、充実に努めます。
- 学校内の防犯設備を充実し、安心して学習できる環境づくりに努めます。
- 情報教育設備を充実し、高度情報化社会に対応できる教育を推進します。
- A L T^{*}を招致し、国際化社会に対応できる教育を推進します。
- 障害がある児童生徒一人ひとりに対応した教育を行うため、特別支援教育の充実・体制づくりに努めます。
- 地場産物を活用し、新しい献立等創意工夫に努め、安全でおいしい学校給食に努めます。
- 子どもの健康を守り、体力の増進を図るため、家庭・地域と児童生徒が密接な連携を取り、計画的な健康管理に努めます。
- 児童生徒の減少に伴う教育環境に即した学校経営を図ります。
- 児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題を、学校や関係機関と連携を取りながら解決するためにスクールソーシャルワーカーを配置します。
- 深い学びを実現するため、学校と地域をつなぐ教育魅力化コーディネーターを配置します。

2 社会教育の推進

- 住民の多様な学習ニーズに対応した情報を提供するとともに、学習の機会の確保に努めます。
- 家庭、学校、地域の連携を強化し、地域ぐるみの青少年育成が推進できる環境づくりに努めます。
- 公民館活動を中心に地域リーダーを育成し、特色ある地域の活性化を図ります。
- 生涯学習の推進拠点として、公民館の整備・充実に努めます。
- 住民の情報拠点である図書館の整備充実に努めるとともに、各地域で有効に図書が利用できる環境づくりを推進します。
- 学校教育との連携により、地域の人材を活用した異世代交流を推進し、伝統と文化を学ぶ教育環境づくりに努めます。

A L T (assistantlanguage teacher) : 外国語指導助手

3 文化・芸術活動の推進

- 文化施設の整備や有効活用を図り、多彩な芸術鑑賞ができる環境を整備し文化・芸術活動の推進に努めます。
- 資料館、美術館における資料・作品等の収集や研究活動等を推進し、魅力ある企画や展示による内容の充実に努めます。
- 郷土が輩出した先哲・文化人等の顕彰に努めます。

4 文化財の活用・継承

- 文化財の保存、修復を図り、活用と継承に努めます。
- 伝統文化の保存や継承並びにその活動の推進を図るとともに、新たな文化・芸術活動の支援に努めます。

5 社会体育の推進

- 町民皆スポーツ運動を推進し、健康で明るい生活ができる環境づくりに努めます。
- 学校週5日制、高齢化社会の進行等の社会情勢に対応したスポーツの推進に努めます。
- 自主的活動のできるスポーツ団体の育成に努め、その組織強化と活動の活発化を推進します。
- 住民の健康増進と交流を目的に、各種の大会を開催します。
- 社会体育施設の整備充実に努めるとともに、その活用を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業
学校教育の充実	学社融合の推進
	学校施設の整備、充実
	学校施設の防犯対策推進事業
	情報教育の推進
	情操教育の推進
	国際交流の推進
	A L T 招致事業
	特別支援教育の推進
	学校給食の安全確保、充実
	給食施設の整備、充実
	児童生徒の健康教育、体力づくりの推進
	スクールバス運行事業
	スクールソーシャルワーカーの配置 教育魅力化推進事業
社会教育の推進	C A T V 等を活かした情報提供の充実
	図書館の充実
	公民館の整備、充実と活動の活発化
文化・芸術活動の推進	文化施設の拡充、整備
	文化資源の保存と活用
	文化・芸術団体の育成
	資料、作品の収集、研究活動の推進
	郷土の先哲・文化人等の顕彰
文化財の活用・継承	国・県・町指定文化財の保存、整備、活用
	伝統文化の保存、継承、活動の推進
社会体育の推進	体育施設の改修、整備と有効活用
	各種スポーツ教室、講座及び大会の開催

第2項 人権・同和行政の推進

【主要施策】

1 同和対策事業の推進

- 今なお厳しく現存する同和問題の解決にむけ、意識啓発と対策事業を推進し、差別のない明るい町づくりに努めます。

2 人権・同和教育の推進

- 人権尊重の教育を基調とした、人権・同和教育を推進します。
- 同和問題の解決を基底にし、あらゆる差別をなくすための啓発活動を推進し、解決に向け行動できる人づくりに努めます。
- 一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、学校教育・社会教育が連携して人権・同和教育を推進します。

主要施策	主要事業
同和対策事業の推進	同和対策事業の推進
人権・同和教育の推進	学校教育における人権・同和教育の推進
	社会教育における人権・同和教育の推進

第5款 ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくり

第1項 コミュニティの育成

【主要施策】

1 自治会組織の育成

- 住民自治意識の啓発を行い自治会組織の結成、育成と活動を支援するとともに、その活動拠点となる施設の整備・充実を進めます。

2 住民活動の支援

- 住民の自主的な取り組みによる、コミュニティでの特色あるまちづくり活動の支援に努めます。

主要施策	主要事業
自治会組織の育成	自治会活動に対する支援
	集会施設の整備・充実
	住民自治意識の啓発
住民活動の支援	コミュニティ活動支援

第2項 開かれたまちづくりの推進

【主要施策】

1 住民参画

- まちづくりの主役は住民であり、まちづくりを担う人材の育成・活用に努めます。
- 人材バンクを設立し、多様な人材の活用を図ります。
- 住民からの意見を活かすシステムを確立し、住民参加型のまちづくりを推進します。
- まちづくり検討委員会を設置します。

2 開かれた行政への取り組み

- 住民と行政が協力してまちづくりを実施するため、情報公開を積極的に推進し、広報活動の充実を図ります。

3 男女共同参画社会の形成

- 男女が性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担う社会の実現を目指します。
- 女性の自立や社会進出を念頭においたセミナー・学習会等の開催や情報紙の発行などにより、男女の意識改革に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業
住民参画	地域リーダー塾（仮称）の創設
	人材バンクの設立
	協働のまちづくりの推進
	広聴活動の充実
	CATVを活かした住民と行政の連携
	まちづくり検討委員会の設置
開かれた行政への取り組み	情報公開制度の充実
	広報活動の充実
	窓口機能の充実
男女共同参画社会の形成	男女共同参画推進に関する施策（プラン・条例等）の策定
	男女共同参画への意識啓発
	学習会の開催・情報紙の発行

第3項 効率的な行財政の運営

【主要施策】

1 行政運営

- 多様化、高度化する行政需要に対応できる基盤作りのため、積極的に行財政改革に取り組みます。
- 真に住民生活の安定向上につながる組織機構を目指します。
- 適正な職員の定員管理を行うため適正化計画を策定します。また、その資質の向上を目指すとともに、専門性の高い分野の職員の確保に努めます。

2 財政運営

- 歳入においては財源の確保に努め、歳出においては事務事業を見直し、経費の節減を図ります。
- 中長期財政計画を確立し、効率的で持続性のある財政運営を目指します。

主要施策	主要事業
行政運営	行財政改革大綱等の策定
	職員の定員管理と職員研修の充実
	行政、人事評価システムの導入
財政運営	事務事業の効率化による財政健全化への取り組み強化
	自主財源の確保と民間資本の活用
	中長期計画樹立による計画的な財政運営

第VI節 県事業の推進

新町は、島根県と連携を図り、社会基盤整備や住民福祉の向上に努めます。特に道路、河川、砂防、治山、農業・農村基盤整備に係る事業については、島根県が主体となる事業、あるいは島根県と一体となって取り組む事業が多く、新町においてもこれらが円滑に実施されるよう努力するとともに、島根県に対し事業化に向けた要望並びに事業の早期着手、早期完了に向けた調整・推進を図ります。

主要な県事業

項 目	事 業 名	実 施 箇 所
県道の整備	(主) 津和野田万川線改良事業	部栄工区、田二穂工区 (部栄・田二穂・高峯)
	(一) 津和野須佐線改良事業	中曾野工区 (中曾野) 柳村工区 (柳村) 山下工区 (山下)
	(一) 匹見左鏡線改良事業	左鏡工区 (左鏡)
	(一) 青原停車場線改良事業	富田
	(一) 柿木津和野停車場線改良事業	笹山工区 (中座～笹山)
	(一) 須川谷日原線改良事業	日原工区 (日原) 須川工区① (須川) 相撲ヶ原地区 (相撲ヶ原)
	(主) 萩津和野線交通安全事業	森村工区 (森村) 後田工区 (後田)
	(一) 須川谷日原線交通安全事業	須川工区② (須川～相撲ヶ原)
	(一) 須川谷日原線災害防除事業	滝谷工区 (滝谷)
河川の整備	津和野川防災安全交付金事業	鷲原～部栄
	津和野川河川緊急整備事業	山下
	高津川河川改修事業	青原地区、小瀬地区、野口地区、枕瀬地区
	津和野川河川改修事業	枕瀬西地区、小直地区、瀧元下地区、直地地区、和田地区

注) (主) : 主要地方道 (一) : 一般県道

項 目	事 業 名	実 施 箇 所
砂防、急傾斜地崩壊対策、治山事業	砂防事業	丸山川（森村）
		流石川（中座）
		南谷川（笹山）
		蕪坂川（後田）
		鍛冶屋谷川（須川）
		岩川②（日原）
		鳴谷川（名賀）
		牧ノ谷川（高峯）
		上寺田川（寺田）
		下山川（中川）
	急傾斜地崩壊対策事業	扇町・山根町地区（日原）
		四本松地区（山下）
		中川地区（中川）
		笹ヶ峠地区（相撲ヶ原）
		下左鐙地区（須川）
		山根丁地区、永明寺地区（後田）
		旧須川小学校地区（須川）
	地すべり対策事業	相撲ヶ原、須川
	山地治山事業	全域
保安林整備事業	全域	
水土保持治山事業	全域	
農林業の振興	中山間地域総合整備事業	鹿足地区、高津川地区
	農業競争力強化基盤整備事業	中山・長福地区
		堤田地区
		山下地区
	林道整備事業	耕田内美線、三子山線、火の谷分谷線
林業専用道整備事業 （循環型林業拠点団地）	島直地奥山線	

※ 上記以外の県道、河川整備等、その他の県事業については、事業の実施に向け、要望活動を展開していきます。

第Ⅶ節公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、住民の利便性、さらには財政事情や今後の利用需要の変化を考慮し、津和野町公共施設総合管理計画との整合を図りながら、統合整備を図ります。

第Ⅷ節 財政計画

第1款 基本的な考え方

計画期間は、平成30年度決算額及び総合計画における事業計画を基に、令和7年までの期間について普通会計ベースで推計しています。

第1項 歳入

1 地方税

地方税については、過去の実績を踏まえ、人口減少や経済情勢等を考慮して推計しています。また、歳入の確保の観点から、収納対策の強化に努めます。

2 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の終了による減額を見込み推計しています。

特別交付税については、交付率の変更により2%を普通交付税に移行することを見込み推計しています。

3 国庫支出金・県支出金

国庫支出金および県支出金については、総合計画における事業計画を基に推計しています。

4 地方債

地方債については、新町建設計画における事業実施に伴う合併特例債などを見込んでいます。

5 繰入金

繰入金については、財源不足が生じる場合に、その不足額を調整するため基金からの繰り入れを見込んでいます。

6 その他

その他の歳入については、過去の実績を踏まえ、経済情勢等を考慮して推計しています。

第2項 歳出

1 人件費

一般職の職員数については、定員管理計画に基づき推計していますが、平成25年7月豪雨災害を受け、平成26年度新規採用を増員し、以降については平成30年度採用者まで抑制を行っています。

2 物件費

物件費については、行財政改革大綱を基本に削減を見込んでいます。

3 補助費等

補助費については、一部事務組合に係るものは、現行の計画により推計しています。また、一部事務組合以外のものについては、病院事業に係る減価償却費分及び償還元金（1/2）及び不採算地区分を考慮し、行財政改革大綱を基本に削減を見込んでいます。

4 普通建設事業費

普通建設事業費については、新町建設計画における主要事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

5 公債費

公債費については、既発行分は償還表による積み上げを行い、新規発行見込みの地方債に係る償還見込み額を加算し推計しています。

6 積立金

積立金については、収支において剰余金が生じる場合に、将来の財政運営に備え、その剰余金の基金への積み立てを見込んでいます。

7 繰出金

公営事業分については、現行の計画により推計しています。国民健康保険特別会計については前年度比0.1%増、介護保険特別会計については人口減少を考慮し前年度比2%減で見込んでいます。後期高齢者医療特別会計（基盤安定分）については、平成24～26年度の保険料軽減対象者数の割合と保険料の伸び率をもとに推計しています。

8 その他

その他の歳出については、過去の実績を踏まえ、人口減少や経済情勢等を考慮して推計しています。

第2款 財政計画

「第1款 基本的な考え方」に基づき算定した結果は、次ページの財政計画算定表のとおりです。

財政計画算定表

【歳入】（単位：百万円）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	749	721	705	749	787	768	754	742	748	743	724
地方譲与税	112	130	161	91	89	83	81	79	74	70	67
利子割交付金等	9	10	6	7	4	4	4	3	3	6	7
地方消費税交付金	101	93	93	88	77	78	78	75	72	71	87
自動車取得税交付金	34	32	28	26	24	16	13	11	14	12	5
地方特例交付金	22	21	15	4	8	12	16	15	1	1	1
地方交付税	3,831	4,056	4,147	4,174	4,412	4,478	4,725	4,638	4,496	4,711	4,567
普通交付税	3,510	3,591	3,709	3,668	3,873	3,936	4,168	4,114	3,985	3,916	3,881
特別交付税	320	465	439	506	538	542	557	524	511	795	686
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	108	89	82	38	116	31	101	27	34	30	29
使用料	215	220	243	264	257	346	339	270	273	252	240
手数料	14	25	27	27	28	27	25	25	26	25	24
国庫支出金	342	624	713	569	867	1,008	1,175	664	611	949	1,899
県支出金	403	834	266	260	267	379	491	430	323	351	489
財産収入	104	66	66	64	46	53	55	55	65	55	80
寄付金	3	2	1	2	3	2	4	10	6	19	10
繰入金	444	399	67	265	121	95	12	25	68	48	314
繰越金	86	139	105	74	54	72	90	127	71	121	148
諸収入	126	143	125	431	110	106	105	148	103	101	95
地方債	1,607	1,655	1,115	1,155	561	762	1,103	869	1,332	1,413	1,417
合併特例債以外分	1,607	1,643	1,115	1,155	449	574	880	554	896	1,151	1,371
合併特例債	0	12	0	0	112	188	223	315	436	263	46
歳 入 合 計	8,311	9,260	7,967	8,290	7,832	8,321	9,171	8,213	8,322	8,980	10,204

【歳入】（単位：百万円）

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	716	712	701	693	654	645	632	624	616	603	595
地方譲与税	70	70	70	70	78	78	78	85	85	85	93
利子割交付金等	6	4	6	5	4	4	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	147	125	127	135	120	130	150	150	150	150	150
自動車取得税交付金等	8	8	13	14	9	4	5	5	5	5	5
地方特例交付金	1	1	1	1	28	2	2	2	2	2	2
地方交付税	4,547	4,410	4,258	4,236	4,186	4,041	4,012	4,033	4,040	4,068	3,997
普通交付税	3,836	3,698	3,650	3,644	3,685	3,561	3,541	3,574	3,590	3,628	3,569
特別交付税	711	713	607	592	501	480	471	460	450	439	429
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	31	33	50	50	41	41	41	46	46	46	46
使用料	243	195	176	176	164	162	163	161	160	158	157
手数料	25	24	23	23	23	23	22	22	22	21	21
国庫支出金	1,473	1,172	902	818	989	1,000	602	554	587	655	571
県支出金	469	454	488	443	573	421	425	419	429	446	421
財産収入	88	76	86	60	43	39	39	39	39	39	39
寄付金	7	12	22	78	359	36	36	36	36	36	36
繰入金	219	403	617	567	159	287	513	417	38	103	99
繰越金	149	261	163	201	59	0	0	0	0	0	0
諸収入	141	120	142	115	155	102	102	102	102	102	102
地方債	1,715	1,559	1,286	1,692	1,690	2,087	883	1,123	1,113	1,053	485
合併特例債以外分	1,654	1,520	1,141	1,553	1,596	1,302	845	575	1,102	1,053	485
合併特例債	61	39	145	139	94	785	39	548	12	0	0
歳 入 合 計	10,058	9,641	9,131	9,379	9,333	9,103	7,710	7,823	7,473	7,576	6,823

【歳出】（単位：百万円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	1,483	1,446	1,223	1,183	1,112	1,150	1,170	1,146	1,197	1,179	1,223
議員報酬手当	99	96	56	53	52	53	50	49	52	52	39
特別職給与	85	46	34	35	35	29	26	21	27	28	28
職員給	937	874	780	747	712	717	717	684	700	720	740
物件費	1,073	1,094	1,067	969	978	1,088	1,165	1,275	1,302	1,283	1,316
維持補修費	34	34	22	34	25	36	35	63	52	52	44
扶助費	322	340	233	231	339	371	454	447	461	486	498
補助費等	895	932	942	1,030	1,003	1,164	1,043	1,103	1,177	1,272	1,449
普通建設事業費	1,675	1,868	1,490	1,279	750	1,096	1,658	767	1,001	1,231	1,464
災害復旧事業費	51	103	134	210	0	61	179	174	0	693	1,513
公債費	2,045	1,944	2,030	2,273	2,603	2,219	2,139	2,028	1,571	1,316	1,327
積立金	134	741	181	313	259	400	495	418	704	593	431
投資及び出資金・貸付金	23	132	24	152	66	34	26	29	40	32	34
繰出金	434	519	547	561	625	604	680	692	695	695	755
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	8,169	9,154	7,893	8,236	7,760	8,223	9,045	8,142	8,201	8,832	10,054

実質収支	96	103	71	54	67	90	85	56	97	110	72
------	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

基金

取崩額	434	396	67	265	120	93	10	22	65	46	310
積立額	134	741	181	313	259	400	495	418	704	593	431
歳計剰余金処分等											
差引残高	1,075	1,421	1,534	1,582	1,721	2,027	2,513	2,909	3,547	4,095	4,216
うち財政調整・減債	716	1,061	1,218	1,236	1,184	1,455	1,748	1,933	2,209	2,530	2,796

※平成30年度までは決算額。

※端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

【歳出】（単位：百万円）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	1,220	1,269	1,208	1,200	1,230	1,511	1,490	1,480	1,474	1,463	1,454
議員報酬手当	39	39	40	39	40	40	40	40	40	40	40
特別職給与	28	28	28	28	30	30	30	30	30	30	30
職員給	732	742	697	688	702	690	684	684	684	684	684
物件費	1,341	1,377	1,408	1,487	1,491	1,040	992	955	912	876	848
維持補修費	69	54	84	45	47	49	50	52	54	55	57
扶助費	595	696	671	665	671	665	662	659	657	655	652
補助費等	1,361	1,238	1,507	1,882	1,767	1,219	1,153	1,127	1,077	1,056	1,028
普通建設事業費	1,582	1,501	1,287	1,565	2,041	2,557	1,003	1,193	1,208	1,239	568
災害復旧事業費	1,136	899	87	23	39	0	0	0	0	0	0
公債費	1,456	1,476	1,756	1,512	1,206	1,272	1,586	1,585	1,274	1,466	1,449
積立金	240	137	142	159	94	43	43	43	93	43	43
投資及び出資金・貸付金	57	72	61	57	45	45	45	45	45	45	45
繰出金	740	759	718	727	702	702	687	684	680	679	679
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	9,796	9,478	8,930	9,320	9,333	9,103	7,710	7,823	7,473	7,576	6,823

実質収支	135	85	95	29	0	0	0	0	0	0	0
------	-----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---

基金

取崩額	216	400	608	565	157	285	511	415	36	101	96
積立額	240	137	142	159	94	43	43	43	93	43	43
歳計剰余金処分等											
差引残高	4,240	3,978	3,512	3,076	3,013	2,771	2,303	1,931	1,989	1,931	1,878
うち財政調整・減債	2,909	2,613	2,130	1,727	1,737	1,543	1,124	1,014	1,060	990	924

※平成30年度までは決算額。

※端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

発行年月 平成17年2月
編集／発行 津和野町・日原町合併協議会

津和野町平成27年12月変更
津和野町令和2年3月変更